

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第42号）の平成26年3月改正分（平成26年4月1日施行）  
新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量（当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量を<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者（<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の原油換算エネルギー使用量（当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量を<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則</u>（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を</p>

合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの

(3)・(4) [略]

別記

様式第1号(第10条、第11条、第13条の3関係)

[略]

様式第2号(第13条、第13条の3関係)

[略]

を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの

(3)・(4) [略]

別記

様式第1号(第10条、第11条、第13条の3関係)

[略]

備考 1 「基準年度」は、原則として計画書を提出する年度の  
前年度とすること。ただし、提出者が別に基準となる年  
度を定めている場合は、当該年度を基準年度とすること  
ができる。

2 提出者の計画が温室効果ガス排出量削減に向けた取組  
であるにもかかわらず、事業拡大等の理由により温室効  
果ガス排出量が増加する見込みである場合は、原単位に  
よる目標を設定することができる。この場合、「原単位  
の排出量」とは、「総排出量」を当該年度の生産数量、  
建物延床面積その他の温室効果ガス排出量と密接な関係  
を持つ値で除して算出した値とし、併せて「原単位の考  
え方」についても記入すること。

様式第2号(第13条、第13条の3関係)

[略]

備考 1 計画書において原単位による目標を設定した場合は、  
「①総排出量」に加え「②原単位排出量」を記入すると  
ともに、「増減率(基準年度比)」には原単位の値を記  
入すること。

2 「温室効果ガス排出の状況等」を算定する際に用いる  
電力事業者等から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数（以下「係数」という。）は、実態に即した係数を把握できる場合を除き、毎年度国が公表する係数を用いること。なお、提出者が温室効果ガス排出削減に向けた取組を実施しているにもかかわらず、係数が増加したことに伴い温室効果ガス排出量が増加する場合は、基準年度に使用した係数を用いて算定した排出量を括弧書により二段書することができる。